

平成 30 年 1 月 31 日

各 位

東京都目黒区大橋一丁目5番1号 株 式 会 社 カ イ カ 代表取締役社長 鈴木 伸

(JASDAQ : 2315)

問合せ先:

代表取締役専務 山口 健治 TEL 03-5657-3000(代表)

## 支配株主等に関する事項について

1. 親会社、支配株主 (親会社を除く)、またはその他の関係会社の商号等

(平成29年10月31日現在)

親会社等	属性	議決権所	有割合(%	親会社等が発行する株式			
		直接	合算	計	が上場されている証券取 引所		
		所有分	対象分				
株式会社フィスコ	その他の	0.00%	18. 31%	18. 31%	株式会社東京証券取引所		
	関係会社				(JASDAQグロース)		
株式会社ネクスグループ	その他の	18. 31%	0.00%	18. 31%	株式会社東京証券取引所		
	関係会社	10. 01 /0			(JASDAQスタンダード)		

- 注1 議決権所有割合は、平成29年10月31日時点の発行済株式総数、321,923,000株から議決権を有しない株式数192,954 株および単元未満株式3,646株を控除した総株主の議決権の数、3,217,264個を基準に算出しております。
- 2. 親会社等のうち、上場会社に与える影響が最も大きいと認められる会社の名称およびその理由 株式会社ネクスグループ(以下、「ネクスグループ」といいます。)は、当社との間で資本業務契約 を締結し、当社の議決権総数の18.31%を直接所有しているため、当社に与える影響が最も大きいと認 められるその他の関係会社であります。
- 3. 親会社等の企業グループにおける上場会社の位置付けその他の上場会社と親会社等との関係
  - a. 親会社等の企業グループにおける当社の位置付け、親会社等やそのグループ企業との取引関係や 資本的関係につきましては、

ネクスグループと当社は資本業務提携を行っております。ネクスグループは当社議決権の18.31%を保有する当社のその他の関係会社であり、当社は同社の持分法適用関連会社であります。

株式会社フィスコ(以下、「フィスコ」といいます。)と当社は資本業務提携を行っております。また、ネクスグループの親会社であるフィスコも当社のその他の関係会社に該当いたします。 なお、当社はネクスグループ株式を125,008株(発行済株式総数に対する割合0.83%)、フィスコ株式を575,000株(発行済株式総数に対する割合1.50%)保有しております。

取引関係につきましては、ネクスグループによる新株予約権の行使があります。フィスコとの 取引で重要なものはございません。

人的関係につきましては、以下のとおり、その他の関係会社から1名の役員を受け入れております。

役職	氏名	親会社等での役職	就任理由		
取締役	齊藤 洋介	株式会社ネクスグループ 取締役管理本部長	経営管理体制の強化およ び親会社との連携強化の ため		

b. 親会社等の企業グループに属することによる事業上の制約、リスクおよびメリット、親会社等や そのグループ企業との取引関係や人的・資本的関係などの面から受ける経営・事業活動への影響 等について

上述のとおり、ネクスグループおよびフィスコは当社のその他の関係会社に該当することから、 その他の関係会社の経営戦略が、当社の経営方針の決定に影響を与える可能性があります。

一方で、当社がその他の関係会社の企業グループに属することは、当社の事業展開の可能性を 拡げるものであり、資金繰りの安定性や金融機関、取引業者からの信用補完といったメリットを 享受しております。

c. 親会社等からの一定の独立性の確保の状況

当社は、一般株主保護のため、客観的かつ中立的な視点から当社の経営を監視する役割を期待し、社外取締役3名および、社外監査役3名を独立役員として指定しております。

これにより内部の論理に偏らない経営執行体制を確立し、ステークホルダーの期待に応える経営管理体制を構築しております。

4. 支配株主等との取引に関する事項

(平成29年10月31日現在)

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (千円)	事業の内 容又は 職業	議決権等の所 有(被所有) 割合(%)	関連当事者との関係	取引の 内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高(千円)
その他の関係会社	株式会社ネクスグループ	岩手県花巻市	1, 819, 748	デバイス 事業	被所有 直接 18.31%	役員の兼任	新株 予約権の 行使 <sup>±1</sup>	1, 834, 231	_	_

- 注1 平成27年6月29日開催第26期定時株主総会の決議に基づき付与された新株予約権の当連結会計年度における権利 行使を記載しております。
- 5. 支配株主等との取引等を行う際における少数株主の保護の方策の履行状況

当社は支配株主等との取引条件等については、原則として取締役会にて報告または審議しております。 支配株主等との取引を含む重要事案に係る当社の意思決定プロセスとしては、事前に取引等の正当性または金額の妥当性について審議し、取締役会にて更に十分に審議を重ねたうえで、取引可否を決定しており、少数株主の利益を害することのないよう適切に対応しております。

以上